許可を受けないで建設業を営む者に対する指導及び監督処分の基準

制 定 平成 18 年 5 月 30 日 青監第 150 号

第1 許可を受けないで建設業を営む者(以下「無許可業者」という。)に対して適用される建設業法(昭和24年法律第100号)の規定

無許可業者に対して適用される建設業法の主な規定は、次のとおりである。

1 知事による指示処分及び営業停止処分(建設業法第28条第2項・第3項)

県内で建設工事を施工している無許可業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼした場合、請負契約に関して著しく不誠実な行為(悪質、重大な手抜き工事や契約不履行等)があった場合には、知事が当該無許可業者に対して指示処分又は営業停止処分をすることができることとされている。

2 利害関係人による知事に対する措置要求(建設業法第30条第2項)

県内で建設工事を施工している無許可業者に1の事実があった場合は、利害関係人が知事に対し、その事実を申告し、適切な措置を取るべきことを求めることができることとされている。

3 知事による報告徴収及び立入検査(建設業法第31条)

知事は、特に必要があると認めるときは、許可の有無にかかわらず、県内で建設業を営む者から報告を徴収し、又は職員に立入検査を行わせることができることとされている。

4 公正な請負契約の締結義務・請負契約の書面締結義務等(建設業法第 18 条・第 19 条)

請負契約の当事者は、請負契約の締結に当たっては、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行し、また、当該契約は工事内容や請負代金の額等、法律で定められた事項を記載した書面に署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととされている。

5 建設工事紛争審査会による紛争解決(建設業法第25条等)

建設工事の請負契約に関して紛争がある場合には、国土交通省及び県に設置されている建設工事紛争審査会に対し、あっせん、調停又は仲裁を求めることができることとされている。

- 第2 無許可業者に対する指導及び監督処分の基準
 - 1 建設業法第28条第2項の規定に基づく指示処分及び同法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分
 - (1)契約締結の過程に関する法令違反をした場合 ア 刑法(明治 40 年法律第 45 号)違反

役職員が刑に処せられたときは、原則として 30 日以上の営業停止処分を行うこととする。この場合において、代表権のある役員(建設業を営む者が個人である場合においては、その者)が刑に処せられたときは 90 日以上、代表権のない役員又は建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号)第 3 条に規定する使用人(以下「使用人」という。)が刑に処せられたときは 60 日以上を原則として、営業停止処分を行うこととする。

イ 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)違反

- (ア)役員又は使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で 建設業を営む者又はその役職員が刑に処せられたときは3日以上を原則とし て、営業停止処分を行うこととする。
- (イ)特定商取引に関する法律に規定する指示処分を受けた場合は、原則として 指示処分を行い、また、同法に規定する業務等の停止命令を受けた場合は、 原則として3日以上の営業停止処分を行うこととする。

(2)軽微ではない工事を無許可で請け負った場合

建設業法第3条第1項及び建設業法施行令第1条の2第1項の規定に違反した場合については、原則として3日以上の営業停止処分を行うこととする。

(3)粗雑工事等により重大な瑕疵が生じた場合

施工段階での手抜きや粗雑工事を行ったことにより、工事目的物に重大な瑕疵が生じたときは、原則として3日以上の営業停止処分を行うこととする。

(4)建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼした場合、又は危害 を及ぼすおそれが大である場合

建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準第2-2-(3)を準用する。

2 建設業法第41条第1項の規定に基づく指導、助言及び勧告

1及び建設業法に規定する罰則の適用対象となる不正行為等には該当しないものの、 工事の技術的観点や請負金額の額に照らして意味の乏しい施工を繰り返すなど、建設 業を営む者として不適切と認める場合については、機動的に建設業法第 41 条第 1 項 に基づく必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

第3 施行期日等

- 1 この基準は、平成 18 年 5 月 30 日から施行する。
- 2 この基準の施行前に行われた不正行為等については、なお従前の例による。